

◎新潟県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年2月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）本条地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年8月29日から平成24年11月30日まで
- 3 作業地域 胎内市 宮瀬、赤川、下高田、西条、久保田、本郷、江上、鷹ノ巣、新舘、草野、柴橋、加賀新地内